

水道料(基本料金)減免を受けていない世帯に 最大 12,738 円を給付します

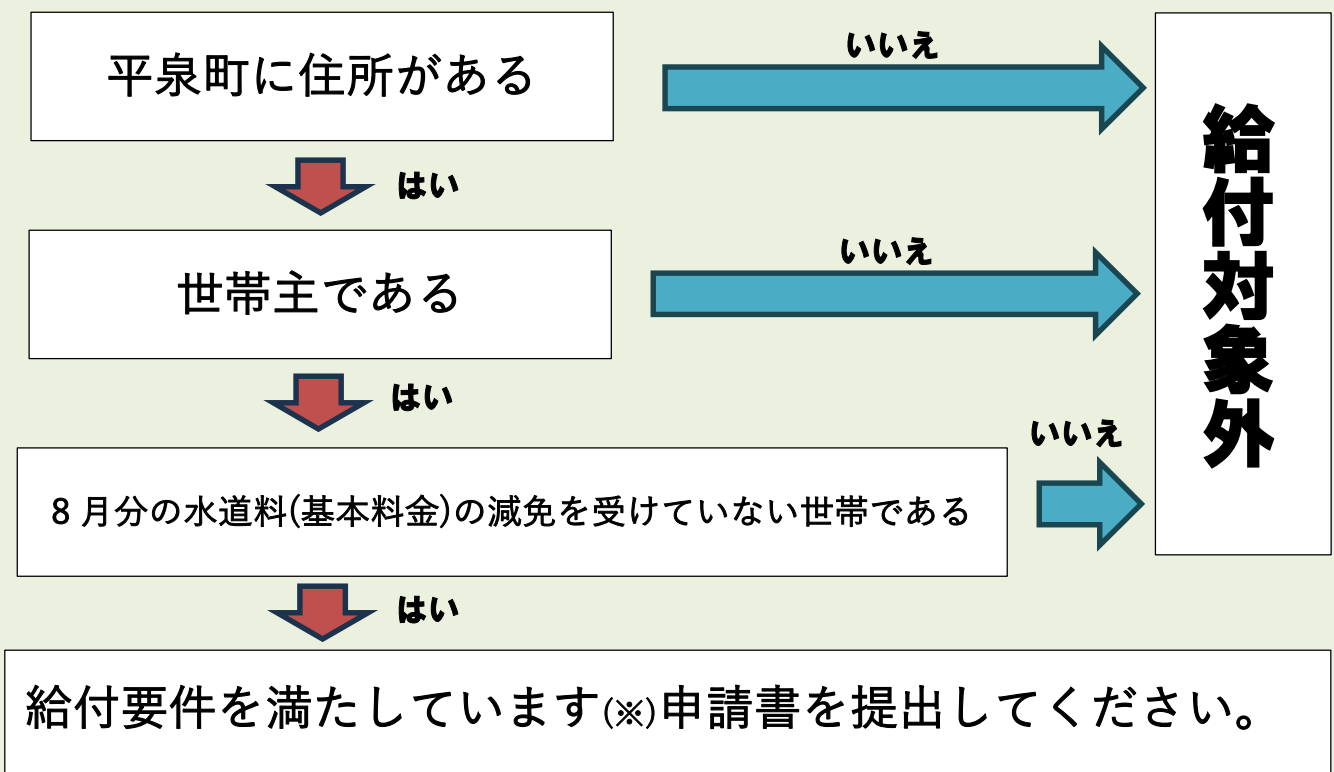
物価高騰の影響を受けた世帯を支援するため、水道基本料金相当支援給付金を給付します。

◇ 給付金の額は、1世帯あたり最大 12,738 円（令和 9 年 1 月から 2 月頃に振込み）

- ・ただし、基準期間(令和 8 年 7 月～12 月)に転出等により町の住民基本台帳から削除された場合は、その世帯が存在した月数に 2,123 円(水道料基本料金相当)を乗じた額

申請者	8 月分の水道料(基本料金)減免を受けていない世帯主 ※平泉町の住民基本台帳に基準期間(令和 8 年 7 月～12 月)登録されていること。 ※各世帯へ向けた支援事業のため世帯分離の世帯主も申請可能です。
申請期間	令和 8 年 8 月 17 日(月)から令和 9 年 1 月 15 日(金)
申請場所・時間	建設水道課において午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 4 時 ※混雑緩和のため、8 月中は午前：長島地区の方の申請、午後：平泉地区の方の申請となるよう可能な限りご協力願います。
その他	・申請期間終了後に給付金を交付します。 ・基準期間中に申請者(世帯主)の転出、死亡等により当該世帯主が変更する事由が発生したときは、直ちに変更申請書の提出が必要です。

※ 特にも申請初週(8/17～21)は混雑が予想されますので、分散での申請にご協力お願いいたします。



※審査の結果、対象と認定されない場合があります。

※申請後、書類の不備等が解消されなかった場合は、給付金の支給ができない場合があります。